

森林法第10条の8第1項に基づく 「伐採及び伐採後の造林の届出書」作成の手引

横浜市環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当

伐採面積1ha以下で横浜市内の地域森林計画対象民有林の樹木を伐採する際には、伐採を開始する90日前から30日前までの間に、横浜市長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

※ 1haを超える伐採は、神奈川県知事の許可を受ける必要があります（林地開発許可）。神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課 tel:045-934-2372 へお問い合わせください。

※ 届出する場合は、余裕をもって伐採の期間を記載してください。一度、届出した伐採期間を変更する場合は、90日前から30日前の間に再度、届出する必要があります。

1 届出を要する森林：地域森林計画対象民有林は、みどりアップ推進課窓口で地図を閲覧することができます。また、e-かなマップの環境の項目にある地域森林計画対象民有林位置図からも確認することができます。概要は横浜市森林整備計画で公開しています。

<e-かなマップ> <https://www2.wagmap.jp/kanagawa-sp/>

<横浜市森林整備計画> <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/sseibikeikaku.html>

2 届出者：森林所有者

3 届出期間：伐採を開始する日の90日前から30日前までの間

4 届出書及び添付図書：次の様式及び添付図書を各一部提出してください。

(1) 届出書の様式

「伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法施行規則第9条第1項の届出書の様式）」

次のホームページから様式をダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/bassaitodoke.html>

(2) 届出時に必要なもの

- 位置図
 - 伐採計画平面図
 - 公図の写し
- ※各図面に地域森林計画対象民有林の位置を明記してください。
- 登記事項証明書又は課税証明書等の写し（届出書を提出した者が森林所有者であることを確認するための書類）
 - 委任状（届出人本人ではなく代理者が手続きを行う場合）
 - 届出人の本人確認書類の写し（運転免許証等、法人の場合は担当者の社員証等の写しを添付してください。）
 - 森林所有者の住所が確認できる書類（登記事項証明書や本人確認書類で確認できる場合は省略できます。）

5 「伐採及び伐採後の造林の届出書」作成上の注意

- (1) 「届出人氏名」は、森林所有者です。(伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合は、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出してください。)
- (2) 森林の所在場所ごとに記載してください。
- (3) 「伐採面積」は、ヘクタールを単位として、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記載してください。
- (4) 「伐採方法」は、下記の用語で当てはまるものに○を付けてください。
主伐・間伐：森林の更新又は跡地利用をする伐採は「主伐」、間引く場合は「間伐」
皆伐・択伐：樹木を全てもしくは大部分を伐採する場合は「皆伐」、一部を伐採する場合は「択伐」
- (5) 「伐採樹種」は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、カラマツ、エゾマツ、トドマツその他の針葉樹及びブナ、クヌギその他の広葉樹の別に区分して記載してください。
- (6) 「伐採齢」は異なる年齢の木で構成される森林の場合は、伐採する木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載してください。
※例：「30(5～40)」…5～40年の木を伐採、最も多い木は30年
- (7) 伐採の期間が1年を超える場合は、様式の「2 伐採の計画」を年次別に記載してください。
- (8) 跡地が森林以外の用途となる場合は、様式の「3 伐採後の造林の計画」は記載不要です。ただし、「(2) 造林の方法別の造林の計画」は、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄は記載してください。
- (9) 様式の「3(2) 5年後において適確な更新がなされない場合」欄には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において届出書に記載される用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載してください。
- (10) 伐採跡地が森林以外の用途に供される場合（伐採後5年以内に森林以外の用途に供される場合のみ）は、様式の「3(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途」欄に、宅地、資材置き場、老人保健施設、墓地等、具体的な用途を記載してください。
- (11) 委任状には伐採する森林の地名地番、伐採面積及び伐採方法を記入してください。

6 その他

事前に届出をしないで地域森林計画対象民有林の樹木を伐採した場合は、顛末書（始末書）を提出していただきます。無届で伐採した場合は、森林法で100万円以下の罰金が規定されています（森林法第207条）。無届の伐採を繰り返し行うなど悪質な場合は告発することがありますので、御注意ください。

【お問合せ、届出書の提出先】

横浜市環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階 TEL045(671)3946

お問合せは午前中をお願いします。（午後は検査等で担当者が不在の場合があります。）

⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

〇〇市長 殿

令和2年5月1日

伐採の始期の30-90日前です。

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の計画

伐採面積	0.50ha		
伐採方法	主伐(皆伐)・択伐・間伐	伐採率	100%
伐採樹種	スギ		
伐採齢	60		
伐採の期間	令和2年6月15日～令和3年3月31日		

単位は ha です。小数点第3位を四捨五入して第2位まで記入してください。伐採面積が1ha以下かご確認ください。(1haを超える場合は神奈川県知事の許可を受ける必要があります。)

・届出日より30～90日後

・届出する場合は、余裕をもって伐採の期間を記載してください。一度、届出した伐採期間を変更する場合は、90日前から30日の間に再度、届出する必要があります。

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	-	ha
人工造林による面積 (A+B)	-	ha
植栽による面積 (A)	-	ha
人工播種による面積 (B)	-	ha
天然更新による面積 (C+D)	-	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	-	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)	-	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要です。

記入例

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	-	-	- ha	- 本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	-	-	-	-
5年後において適確な更新がなされない場合	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	スギ	0.50ha	1,500本

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要です。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

宅地造成

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載してください。
(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しません。)

4 備考

希望の有無に○をつけてください。

適合通知書等の希望の有無 (有 ・ 無)

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びびくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 8 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 9 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 10 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 11 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 12 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 13 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 15 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されずこととなる場合にのみ記載すること。